



平成28年9月16日

各 位

会 社 名 株式会社 東 北 銀 行
代表者名 取締役頭取 村 上 尚 登
(コード番号 8349 東証第一部)
問合せ先 常務取締役経営企画部長 高 橋 淳 悅
(TEL. 019 - 651 - 6161)

平成 28 年 3 月期における経営強化計画の履行状況について

株式会社東北銀行（頭取 村上 尚登）は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づき、平成 28 年 3 月期における経営強化計画の履行状況をとりまとめましたのでお知らせいたします。

詳細につきましては、別添「経営強化計画の履行状況報告書」をご参照ください。

以 上

経営強化計画の履行状況報告書

平成28年6月



目 次

1. 平成 28 年 3 月期決算の概要	1
(1) 経営環境及び当行の取組み体制	1
(2) 決算の概要	3
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	5
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の方策	5
① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備の方策	7
② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証する体制	8
③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実の方策	9
(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	15
① 被災者への信用供与の状況	15
② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	20
(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	32
① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化の方策	32
② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能強化の方策	37
③ 早期の事業再生に資する方策	39
④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化の方策	43
3. 剰余金の処分の方針	44
4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策	45
(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針	45
(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針	45
(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む）及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びに今後の方針	46

1. 平成 28 年 3 月期決算の概要

(1) 経営環境及び当行の取組み体制

平成 27 年度の国内経済は、年度前半は消費増税による反動減が一巡し、緩やかな回復の動きが期待されましたが、力強さに欠ける展開となり、後半は新興国経済の景気減速や米国の政策金利引上げ等の影響もあり、景気回復の足踏み状態が続いております。平成 27 年 10 月～12 月期の国内総生産も、実質成長率が前期比 0.3% 減と 2 四半期ぶりのマイナス成長となり、今後についても横ばい圏での成長を辿るものと見込まれております。

当行の主たる営業基盤である岩手県内の経済は、消費増税に伴う駆け込み需要の反動が一巡し、持ち直しの動きが期待されましたが、復興需要がピークを付けたことや海外経済鈍化の影響等を受け、回復の動きには一部足踏み感がみられました。個人消費は物価上昇による実質所得低下の影響も加わり、全体として弱い動きが続きました。住宅投資は、沿岸部の住宅再建や貸家などの復興需要により高水準の住宅着工が続きましたが、災害公営住宅の着工が一段落したことから前年を下回って推移しました。公共工事についても、今年度が国の集中復興期間の最終年度にあたることから、被災市町村の震災復興関連工事を中心とした大型工事などの発注がありましたが、公共工事全体の請負額は前年を下回って推移しました。

東日本大震災から 5 年が経過し、岩手県においても、第 2 期復興実施計画 3 年間（本格復興期間）の最終年を、本格復興完遂年と位置づけております。平成 28 年度末には災害公営住宅の約 9 割が完成される予定となっております。

また、平成 28 年 10 月には本県では 46 年ぶり 2 度目となる希望郷いわて国体が開催されます。本大会と冬季大会の全競技が開催県を会場として行われる初の完全国体となり、推計来場者約 93 万人、経済波及効果は 421 億円と試算されております。県内経済への寄与や国体開催を契機とした観光客増加等が期待されているところであります。

このような中、当行では、平成 25 年 4 月から平成 28 年 3 月までの中期経営計画『とうぎん Next Innovation』に取組みました。“地域力の向上”をテーマに掲げ、【復興・再生支援への貢献】、【地域潜在力の発掘】を通じ、「中小事業者等への積極的な支援」、「成長産業分野へのコンサルティング機能の発揮」の 2 つのビジネスモデルの実践に努めてまいりました。

※岩手県の復興の状況【平成 28 年 2 月末現在、資料出所：岩手県】

《都市再生区画整理事業》

○地区数

計画	工事中	完了
18 地区	18 地区 (100%)	0 地区 (0%)

○区画数

計画	工事中	完了
5,343 区画	4,630 区画 (87%)	713 区画 (13%)

《防災集団移転促進事業》

○地区数

計画	工事中	完了
88 地区	29 地区 (33%)	59 地区 (67%)

○区画数

計画	工事中	完了
2,205 区画	1,027 区画 (47%)	1,178 区画 (53%)

《災害公営住宅等整備事業》

計画	工事中	完成
5,771 戸	1,801 戸 (31%)	2,748 戸 (48%)

《海岸保全施設整備事業》

○岩手県

計画	工事中	完了
105 箇所	82 箇所 (78%)	23 箇所 (22%)

○市町村

計画	工事中	完了
29 箇所	24 箇所 (83%)	2 箇所 (7%)

《復興道路整備事業》

○三陸沿岸道路

事業化延長	工事中	供用中
213 km	148 km (69%)	65 km (31%)

○東北横断自動車道釜石秋田線

事業化延長	工事中	供用中
80 km	17 km (21%)	63 km (79%)

○宮古盛岡横断道路

事業化延長	工事中	供用中
66 km	55 km (83%)	11 km (17%)

《漁港災害復旧事業》

計画	工事中	完了
29.5 km	6.4 km (22%)	22.2 km (75%)

(2) 決算の概要

① 預金・譲渡性預金

預金等残高（譲渡性預金を含む）について預金者別に見ますと、個人預金は5,133億90百万円（前期比71億12百万円増）、法人預金は2,491億88百万円（同79億96百万円増）、公金預金は156億77百万円（同139億41百万円減）となったことから、預金等全体では7,782億55百万円（同11億66百万円増）となりました。

② 貸出金

中期経営計画において“地域力の向上”をテーマに掲げ、復興・再生支援への貢献や地域潜在力の発掘を通じた地域経済の活性化に取組み、中小事業者等への資金供給に努めてまいりました。貸出金残高については不動産業、再生可能エネルギー関連融資残高は増加しましたが、資金の運用目的で貸出を行った大企業向け貸出金が減少したことから5,167億93百万円（前期比135億円77百万円減）となりました。

【資産・負債の状況】

(単位：百万円)

	27年3月末 実績	27年9月末 実績	28年3月末 実績		
				27年3月末比	27年9月末比
資 産	843,055	869,616	837,871	△5,184	△31,745
うち貸出金	530,370	519,924	516,793	△13,577	△3,131
中小企業等向け 事業性貸出	268,396	263,585	262,727	△5,669	△858
うち有価証券	254,242	271,883	280,915	26,673	9,032
負 債	807,959	834,604	801,058	△6,901	△33,546
うち預金等	777,089	808,691	778,255	1,166	△30,436
うち借用金	19,349	11,532	11,426	△7,923	△106
純 資 産	35,096	35,012	36,812	1,716	1,800

③ 預り資産

公共債、投資信託及び保険商品を対象とした預り資産は、投資信託と生命保険の新商品を追加して商品ラインナップの充実を図りました。保険商品(*1)が556億58百万円（前期比42億53百万円増）、投資信託が244億9百万円（同15億72百万円減）、公共債が21億4百万円（同13億27百万円減）となったことから、預り資産残高合計は821億71百万円（同13億54百万円増）となりました。

(*1) 保険商品の残高は有効契約残高としております。

④ 損益

業務粗利益は、国債等債券損益が減少したものの、有価証券利息配当金が増加し資金利益が増加したこと、また、保険商品の販売が堅調であったことから役務取引等利益も増加したこと等により 117 億 27 百万円（前期比 9 百万円増）となりました。

コア業務純益は、資金利益、役務取引等利益が増加したことに加え、経費が減少したことで 18 億 92 百万円（同 3 億 39 百万円増）となりました。

経常利益は、コア業務純益が増加したことに加え、株式等関係損益が増加したことでの 25 億 92 百万円（同 4 億 61 百万円増）となりました。

以上のことから当期純利益は 17 億 83 百万円（同 4 億 15 百万円増）となりました。

⑤ 自己資本比率

自己資本比率は、国内基準を採用しております。自己資本の額は、利益の積み上げにより 324 億 61 百万円（前期比 9 億 39 百万円増）となりました。また、有価証券ポートフォリオの見直しを行ったことによりリスクアセットの額は減少し、3,504 億 80 百万円（同 51 億 24 百万円減）となりました。以上のことから単体自己資本比率は、9.26%（同 0.40 ポイント上昇）となりました。連結自己資本比率は単体自己資本比率の上昇を主因として 9.95%（同 0.41 ポイント上昇）となりました。

⑥ 金融再生法開示債権

復興に向けた金融支援として、東日本大震災事業者再生支援機構等を活用した債権売却、個人版私的整理ガイドラインによる債権放棄並びに中小事業者への事業計画策定支援等を継続しております。金融再生法開示債権は 175 億 59 百万円（前期比 13 億 42 百万円減）となり、総与信に占める開示債権比率は 3.36%（同 0.16 ポイント低下）となりました。

⑦ 与信関連費用

不良債権処理額が減少し 3 億 30 百万円（前期比 16 百万円減）となったことを主な要因として与信関連費用（*2）は 57 百万円（同 58 百万円減）となりました。

(*2) 与信関連費用=一般貸倒引当金繰入額+不良債権処理額(個別貸倒引当金繰入額+貸出金償却費用
+債権売却損+偶発損失引当金繰入額)-貸倒引当金戻入益-償却債権取立益

【平成28年3月期における決算業績（単体）】

(単位：百万円)

	27年3月期 実績	28年3月 計画	28年3月期 実績	前期比	計画比
業務粗利益	11,718	11,760	11,727	9	△33
うち資金利益	9,928	10,520	10,137	209	△383
うち役務取引等利益	1,296	1,220	1,316	20	96
経 費	9,675	9,580	9,392	△283	△188
コア業務純益	1,553	2,180	1,892	339	△288
一般貸倒引当金繰入額	△140	50	△158	△18	△208
業務純益	2,183	2,130	2,493	310	363
臨時損益	△52	△900	99	151	999
うち不良債権処理額	346	500	330	△16	△170
うち株式等関係損益	173	△450	228	55	678
うち貸倒引当金戻入	—	—	—	—	—
うち償却債権取立益	90	50	114	24	64
経常利益	2,131	1,230	2,592	461	1,362
特別損益	13	0	△20	△33	△20
当期純利益	1,368	770	1,783	415	1,013
利益剰余金	5,913	5,190	7,210	1,297	2,020

2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の方策

【中期経営計画について】

平成 25 年 4 月から平成 28 年 3 月まで中期経営計画『とうぎん Next Innovation』において「中小事業者等への積極的な支援」、「アグリビジネスを中心とした『成長産業分野』へのコンサルティング機能の発揮」の 2 つのビジネスモデルのもと“地域力の向上”をテーマに復興・再生支援への貢献、地域潜在力の発掘に向けて取組んでまいりました。

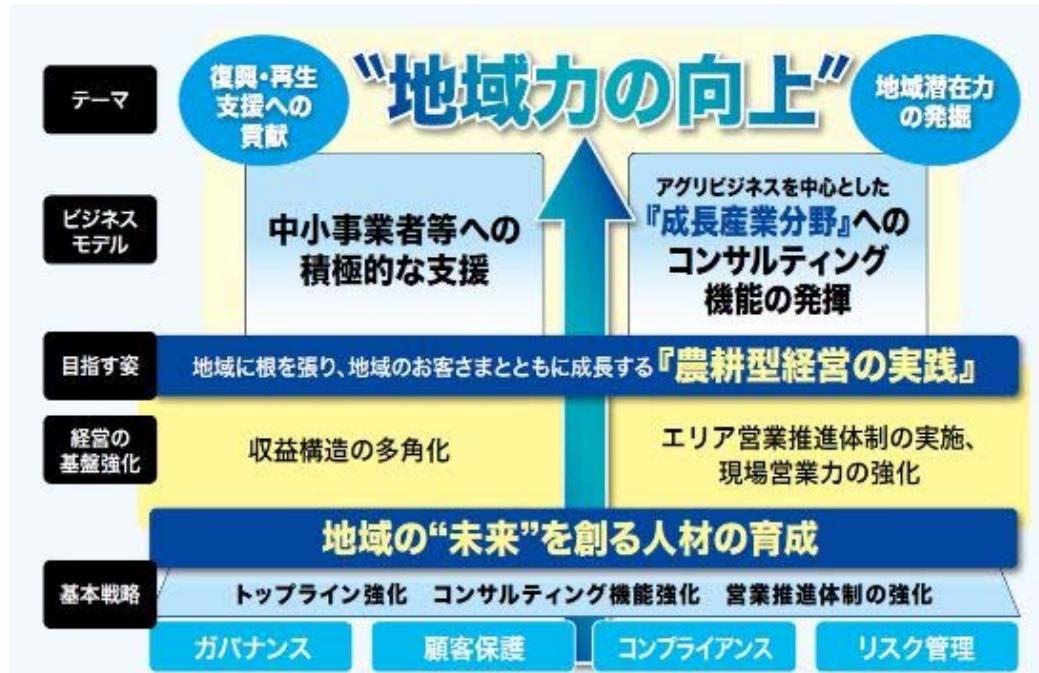
「復興・再生支援への貢献」においては、岩手県の復興計画と歩調を合わせ、復旧・復興資金による支援、東日本大震災事業者再生支援機構、岩手（宮城）産業復興機構の活用による支援等の各種方策を実施し、地域の復興・再生に努めてまいりました。また、「地域潜在力の発掘」においては全国からも注目を集める「オガールプロジェクト」への支援等を実施するなど、地域の賑わいを創出し、地域経済の活性化に努めてまいりました。

中期経営計画の計画数値として平成 28 年 3 月期において総預金残高 7,500 億円以上、総貸出金残高 5,200 億円以上、コア業務純益 20 億円以上を掲げておりました。総預金残高については、個人預金、法人預金ともに大幅に増加し、計画比 282 億円、計画始期比 602 億円増加し、7,782 億円となりました。貸出金については成長分野である再生可能エ

ネルギー関連資金、不動産関連資金の残高は増加しました。一方で、総貸出金残高は、平成27年3月期に5,303億円となり、計画を上回ったものの、収益性を考慮し、資金の運用目的で貸出を行った大企業向け貸出金を減少させたことで、計画比△33億円、計画始期比116億円増加し、5,167億円となりました。コア業務純益は、資金利益が有価証券利息配当金の増加及び預金利息や借入金利息が減少したこと、計画始期比4億53百万円増加、また、経費が計画始期比5億29百万円減少したことを主な要因として計画比△1億8百万円、計画始期比7億58百万円増加し、18億92百万円となりました。

	計画	計画始期	実績	計画比	計画始期比
総預金	7,500 億円	7,180 億円	7,782 億円	282 億円	602 億円
総貸出金	5,200 億円	5,051 億円	5,167 億円	△33 億円	116 億円
コア業務純益	20 億円	11.3 億円	18.9 億円	△1.1 億円	7.6 億円

【中期経営計画全体図】



① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備の方策

【中小事業者に対する信用供与のための本部体制】

部署名	業務内容
地域応援部 【33名】 (*3)	成長分野等の地域産業創出へ向けた資金供給やソリューションの提供、ビジネスマッチング等を通じた中小規模の事業者等のトップライン改善へ向けての支援を行う。 また、個人・中小規模の事業者向けの金融商品・サービスの企画、開発や営業店の渉外活動支援を行い、営業推進の最適化を図る。
融資部企業経営支援室 【2名】	特定企業への経営改善・事業再生支援、被災地の企業に対する再生支援に向けた営業店サポート等を行う。

(*3) 地域応援部：農業経営アドバイザー2名、林業経営アドバイザー1名、水産業経営アドバイザー1名、動産評価アドバイザー2名、フィールドイグザミナー1名、医業経営コンサルタント1名

《地域応援部における取組み》

中期経営計画で掲げた「中小事業者等への積極的な支援」、「成長産業分野へのコンサルティング機能の発揮」を実践する部署であり、アグリビジネスに係る6次産業化支援や再生可能エネルギー向け支援を中心とした環境ビジネス、地域の安心安全を支える医療介護ビジネスを中心に営業店支援を行っております。また、ビジネスマッチングによる取引先のトップライン支援はもとより、海外進出支援・知的財産の活用、事業承継や不動産の有効活用等のソリューション営業支援も実施し、帶同訪問による営業店サポートのほか、各種制度変更への対応等の情報を網羅した営業店行員向け情報発信ツールである「地域応援ニュース」の発行、お客様向け情報発信ツールである「医療・介護ニュース」の定期的な発刊等を行っております。

地域応援部は地域の活性化支援に加え、営業店の営業推進支援の中心的な役割を担う部署であり、営業支援システム（KeyMan）を活用した預貸金等の各種予算進捗状況の管理から、事業者向け融資商品の開発、住宅ローンを中心とする個人ローンの商品開発に加え、各種金融サービス等の企画を行っております。商品の企画立案からはじまり、広告宣伝等の商品PR、販売状況の管理・検証まで銀行の営業業務全般にわたり、推進態勢の最適化を図っております。

また、平成27年4月、地域応援部内に『地方創生推進室』を新設しております。当行では従来から、地域経済の活性化につながるよう、取引先事業者等の創業支援から事業承

継支援までライフステージに応じた支援に注力してまいりました。平成 24 年 10 月に紫波町と「農業・林業等の活性化に関する連携協定」を締結したことを皮切りに岩手町、遠野市、洋野町、一関市、平泉町の 6 自治体と連携協定を締結し、自治体と連携した地域活性化にも取組んでおります。『地方創生推進室』を新設したことでの地方自治体との連携を強化するとともに、従前より行っているアグリビジネスを中心とした成長産業分野への積極的な支援等を通じ、地域と連携した『地方創生』に向けた態勢を整備しております。

《融資部企業経営支援室における取組み》

融資部企業経営支援室（以下、「企業経営支援室」という。）では、経営改善・事業再生支援先企業等に対する事業計画の策定支援や、支援先への直接訪問によるモニタリング、各営業店への臨店指導などを通じて対象企業の早期改善及び再建を果たすための支援を継続して行っています。

なお、被災企業に対する支援については、企業経営支援室が「岩手県産業復興相談センター」の窓口となっていることもあります。東日本大震災事業者再生支援機構、岩手（宮城）産業復興機構と連携し、被災企業の事業再生支援や二重ローン問題解決に向けた営業店サポートを継続しております。両機構の対象とならない事業者で、且つ債権者間調整を必要とする中小事業者については外部の専門的なノウハウを活用すべく、「中小企業再生支援協議会」との連携を強化し、再生支援を行っております。

また、平成 26 年 3 月には地域経済活性化支援機構と特定専門家派遣に関する契約を締結し、同年 4 月より運用を開始しております。この派遣契約により事業再生等に関するノウハウを吸収し、債務者支援に活用しております。

② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制として、半期ごとに開催する支店長会議において施策及び各種計画数値の徹底を図っております。また、営業店の支店長又は涉外課長を対象に地域ごとに開催する「グループ会議」等で進捗状況の管理を行っております。取組結果については営業店業績評価を行い、営業店・行員のモチベーション向上に努めています。

I 取締役会・常務会

取締役会は原則毎月 1 回、常務会は原則として毎週開催しております。取締役会には社外監査役 2 名を含む監査役 4 名、常務会には常勤監査役 2 名が出席し、ガバナンスの強化を図っております。社外取締役については平成 27 年 6 月より独立役員 2 名を含む 3 名を選任し、第三者の客観的かつ中立的な視点を入れた経営管理態勢としております。中小事業者への信用供与を含む中期経営計画に基づく業務計画の進捗状況を報告し、確認並びに以後の改善策・推進策等の意思決定を行っております。

II 支店長会議

全営業店長及び本部の部室長を対象に「支店長会議」を半期ごとに開催し、中期経営計画及び重要施策について徹底を図っております。平成 27 年度下期においても 1 回開催し、中小事業者に対する積極的な信用供与に向け、各支店長との意見交換会も実施いたしました。

III グループ会議

営業店を地域ごとにグループとして区分けし、支店長を対象として、各種施策や推進項目の進捗状況について確認する「グループ会議」を平成 27 年度下期においては 7 会場で開催いたしました。

会議において業務計画の進捗状況を確認するとともに、中小事業者への積極的な資金供給並びに新たに創業する事業者に対する積極的な信用供与に向けて新商品の取扱いについて周知・徹底いたしました。

IV 業績評価

当行では地方公共団体向け貸出金及び資金運用を目的とした市場性貸出金を除く貸出金を一般貸出金と定義しております。その上で営業店業績評価について、主に中小企業・個人向け貸出金の構成からなる一般貸出金や、中小事業者の取引拡大を目的とした新規法人融資先数に重点を置いた評価体系としております。さらに、中小事業者に対する貸出の取組事例、東日本大震災事業者再生支援機構、岩手（宮城）産業復興機構、中小企業再生支援協議会、個人版私的整理ガイドライン等を活用した取組事例等の定性的な評価についても行っており、中小事業者の経営支援、地域の活性化に関する取組みを支援する態勢を整備しております。また、平成 27 年度下期営業店業績評価においては事業性評価に基づく融資を推進し、定着化することを目的として「事業性評価シート」の作成状況について特別表彰を実施しております。

③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

I 事業性評価シートの活用

当行は、東日本大震災からの復興・再生支援、「地方創生」へ向けた支援、取引先事業者のライフステージに応じた支援、成長分野への支援等において地域経済に関わり、お客様の付加価値を高めるような活動を行ってまいりました。

円滑な資金供給促進に向けて金融機関が目利き能力を発揮して、融資や助言を行い、企業の事業性を評価した融資等が促されている中、平成 27 年 7 月に事業性評価シート（以下「シート」という。）を作成しております。

シートの作成・活用にあたっては、企業の実態を財務内からのみではなく、企業の事業内容、成長可能性など多方面から評価することで、企業の実情、ライフステージに応じたアドバイスを行い、企業と当行とのリレーション強化を図っております。企業概要の把握から企業の属する市場把握、企業の特徴点の把握を行い、今後の事業について取引先企業と一緒にになって考えていくようなシートの活用に努めております。また、シートの活用に向けて平成27年7月以降、集合研修を2回開催しており、事業性評価の考え方の浸透を図っております。また、事業性評価の実施件数については営業店業績評価において特別表彰を実施しており、シート作成についての意識向上に努めております。

シート作成については、平成28年3月までに412件となっております。当行取引先事業者（法人及び個人事業主）の約5%に相当し、事業性評価に基づく無担保融資は、平成28年3月時点で12件/12億円、うち無保証人融資は2件/3億円となっております。今後も、地域の基幹産業や中核企業を中心に事業性評価を行うことで、企業の本業支援に積極的に関与し地域経済活性化に努めてまいります。

II ABL(動産担保融資)

当行は、担保や保証に過度に依存しない融資手法のひとつとして、企業の事業活動そのものに着目し、事業に基づく資産を担保として活用することで資金調達手段の拡大を図る、ABLに取組んでおります。

具体的な取組みとしては、外部専門業者トゥルーバグループホールディングス株式会社（以下、「トゥルーバ社」という。）との提携により、評価における客観性の確保、管理レベルの向上や換価手段の確保を図り、一般担保としての要件を満たす態勢を整えております。

また、日本動産鑑定「動産評価アドバイザー養成認定講座」やトゥルーバ社「フィールドイグザミナー養成講座」に行員を派遣し、企業の実態を適正に把握する目利き力を持った人材の育成に取組んでおります。

【取扱実績】

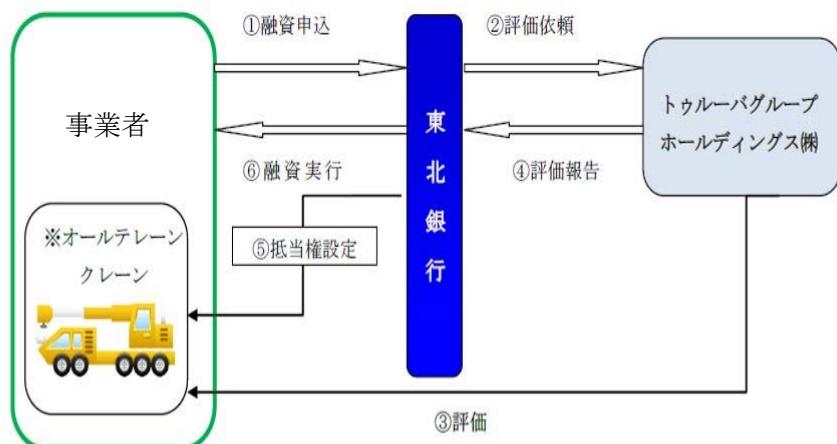
年度	件数	金額	内容
平成24年度	2件	400百万円	水産加工品・建設重機
平成25年度	12件	865百万円	ワイン・太陽光発電設備等
平成26年度	9件	1,040百万円	太陽光発電設備・売掛債権等
平成27年度	17件	3,953百万円	太陽光発電設備・売掛債権等

◆ ABL を活用した支援事例【事例 1】

お客様は、県内陸部でクレーン作業請負業を営み、10t～400t クラスまでの各種クレーンを保有し、400t クラスのオールテレーンクレーンを保有する数少ない事業者です。被災地域の復興を更に牽引することを目的に建設機械（オールテレーンクレーン）の導入を検討しておりました。当行では個別動産である建設機械（オールテレーンクレーン）の資産価値に着目し、ABL を活用した支援を行っております。

今後も担保や保証に過度に依存せず、地域のお客様の多種多様な資金ニーズに対応した支援を行ってまいります。

【スキーム図】



III シンジケートローン

当行では、これまでお客様の資金調達ニーズの多様化に対応するために、シンジケートローンの組成に取組んでまいりました。今後も引き続き、復興需要や制度活用が求められている PPP・PFI 事業、再生可能エネルギーの活用に伴う発電事業等、大きな資金需要への対応が期待されております。当行は、従来の組成ノウハウを最大限に活用し、地域金融機関が連携し地域を支援していくため引き続き案件の組成に取組んでまいります。

◆ シンジケートローンを活用した支援事例【事例 2】

宮城県に建設する発電出力約15.64 メガワットの太陽光発電事業に対し、プロジェクトファイナンスによるシンジケートローンを活用した支援を行っております。シンジケートローンは、建設にかかる費用のうち総額約40 億円を荘内銀行と北都銀行が共同主幹事として組成し、当行、みちのく銀行がレンダーとして参加しております。

今後も地域の環境保全に対する取組みに対し、積極的な支援を行ってまいります。

【プロジェクトの概要】

発電所所在地	宮城県
敷地面積	約 190,000 m ²
発電出力	約 15.64MW
総事業費	約 55 億円
総融資額	約 40 億円
融資スキーム	プロジェクトファイナンス
アレンジャー	荘内銀行・北都銀行
レンダー	荘内銀行・北都銀行・東北銀行・みちのく銀行

IV ファクタリング

当行では、ファクタリングシステムの取扱いにより導入企業のみならず、納入企業も含めた地域のお客様に様々なメリットのあるサービスを提供しております。既に導入されている企業のうち、建設業関連事業を営むお客様においては、復興需要の高まりに合わせ、特に利用が増加しております。

当行におけるファクタリング導入企業に対する、前払い資金への融資残高は平成 28 年 3 月末現在で 5 先／10 億 23 百万円となっており、引き続き円滑な運営を行いながら今後も東日本大震災からの復興に寄与してまいります。

V でんさいネット

一般社団法人全国銀行協会により設立された新たな決済インフラである電子債権記

録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）」は、平成25年2月からサービスを開始しておりますが、平成28年3月末時点で1,023件の契約数となっております。手形・振込により行われてきた決済を電子記録債権（でんさい）により行うことで、事業者に資金調達の多様化をもたらすシステムであります。引き続き、でんさいネットをお客様に周知し利用促進に努めることにより資金供給の円滑化を図ってまいります。

VI 各種ビジネスローン

当行では、中小事業者に対する円滑な資金供給や環境保全への取組みを金融面から積極的に支援していくために、利便性の高い各種ビジネスローンの開発に取組んでおります。平成26年上期には地域活性化に取組む事業者に対して積極的な支援を目的とした事業性融資の新商品を発売しております。「とうぎん雇用拡大支援ローン（人増繁盛）」、「とうぎん創業支援ローン（起業のとびら）」では、地域の事業者の雇用拡大や創業の支援を行っております。また、「とうぎん医療・介護ローン」では「はるかプラン（運転資金・設備資金）」、「みらいプラン（開業資金）」、「きずなプラン（賃貸用医療介護福祉施設等の設備資金）」の3つをラインナップし、事業者の多様な資金ニーズに対応し、地域の医療・介護福祉に取組む事業者の支援を行っております。「とうぎんアグリビジネス応援ファンド」では農林水産業や6次産業化に取組む事業者の支援を行っております。また、「ビジネスローン1000」については、新規先や復旧・復興需要にスピーディな対応をすることを目的に商品内容を改定し、「とうぎん復興ビジネスローン2000」の取り扱いを開始しております。

【各種ビジネスローンの実行実績】

(単位：件、百万円)

商品名	震災後～平成28年3月末		
	取扱件数	実行金額	残高
とうぎん復興ビジネスローン2000	1,316(143)	9,499(1,191)	3,489
とうぎんエコ・ローン	46(6)	4,735(1,063)	3,976
とうぎん農業ローン「アグリビジョン」	26(1)	127(5)	36
とうぎん創業支援ローン「起業のとびら」	35(15)	93(41)	80
とうぎん雇用拡大支援ローン「人増繁盛」	22(6)	324(120)	272
医療・介護ローン「はるかプラン」	23(10)	2,044(712)	2,032
医療・介護ローン「みらいプラン」	5(1)	341(30)	330
医療・介護ローン「きずなプラン」	5(2)	812(230)	807
とうぎんアグリビジネス応援ファンド	4	136	46

※()内は平成27年10月～平成28年3月の実績

VII 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当行は、事業者のお客様にご融資を行う際に提供いただく個人保証について、ご融資

の相談時、契約時及び保証債務の履行時においてそれぞれこれまで適切な対応に努めてまいりましたが、平成 25 年 12 月 5 日に経営者保証に関するガイドライン研究会（一般社団法人全国銀行協会及び日本商工会議所）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を踏まえ、内部基準等の見直しを行い、適切に対応する態勢を整備しております。これにより、お客様の経営状況等を勘案し、経営者保証に過度に依存しない融資の促進を図るとともにお客様と保証契約を締結する場合や保証人の方がガイドラインに則した保証債務の整理をお申し出になられた場合等において引き続き誠実に対応してまいります。

【「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況】

※平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月までの実績

新規に無保証で融資した件数	1,062 件
保証契約を変更（減額）した件数	1 件
保証契約を解除した件数	63 件
保証債務整理の成立件数	0 件

◆ 経営者保証に依存しない支援事例【事例 3】

お客様はスクラップ回収・販売業を営む事業者です。震災直後は営業赤字を計上しましたが、がれき撤去によるスクラップ回収により仕入原価が圧縮、震災前を上回る営業利益を計上しております。

お客様より長期運転資金の相談があり、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく検討を行いました。法人と経営者との資産の分離が明確であること、適切な情報開示がなされ、従来から良好なリレーションが構築されていること、今後も増益が見込まれること等から経営者保証を求めない金融支援を行いました。

代表者の年齢が 66 歳ということもあり、年齢・健康面からも事業承継を課題としておりましたが、今回の無保証人での対応により経営者の精神的な負担が軽減され、今後の事業承継もスムーズに進められることから、本提案に関して高い評価をいたしております。

(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

① 被災者への信用供与の状況

I　返済に関する柔軟な対応

A　被災者からの申出により約定弁済を一時停止した実績

震災発生以降、被災された事業者や個人のお客様から、既存融資の返済猶予のお申出が相次ぎました。

当行は、震災による甚大な被害状況を踏まえ、返済猶予のお申出が「震災に伴う理由であること」かつ「約定弁済を停止（据置き）することに妥当性があること」に該当するものと判断した場合には、基本的に約定弁済の一時停止に応ずる方針を全店に周知し、迅速に受付けの対応をいたしました。

お客様の約定弁済について平成28年3月末までに572先／157億5百万円の一時停止を行いました。また、これらの一時停止を行ったお客様に対しては、個別の面談や事業再生計画の策定支援などを通じてお客様の現状・実態把握に努め、順次、条件変更の手続きを進めております。

その結果、これまでに完了した条件変更手続きに加え、事業環境及び生活環境の改善に伴う約定弁済の再開、保険金等による繰上げ返済等により、平成28年5月末現在で約定弁済が一時停止となっている先は、1先／3百万円と震災直後のピークでありました平成23年4月末の499先／137億98百万円から大幅に減少しております。

【約定弁済の一時停止実績】

(単位：先、百万円)

	23年3月末		23年6月末		23年9月末		23年12月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性融資	182	7,777	245	7,838	109	3,442	58	2,061
うち中小企業	179	6,981	244	7,182	109	3,442	58	2,061
住宅ローン	67	743	92	1,043	32	351	19	229
消費者ローン等	0	0	2	1	0	0	0	0
合計	249	8,520	339	8,884	141	3,793	77	2,291
	24年3月末		24年6月末		24年9月末		24年12月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性融資	32	1,195	18	777	13	449	9	267
うち中小企業	32	1,195	18	777	13	449	9	267
住宅ローン	15	178	12	145	11	135	10	123
消費者ローン等	0	0	0	0	1	0	0	0
合計	47	1,373	30	923	25	585	19	391
	25年3月末		25年6月末		25年9月末		25年12月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性融資	7	177	5	119	3	101	3	74
うち中小企業	7	177	5	119	3	101	3	74
住宅ローン	8	88	5	58	4	41	3	24
消費者ローン等	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	15	265	10	177	7	142	6	98
	26年3月末		26年6月末		26年9月末		26年12月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性融資	3	74	3	74	3	21	2	20
うち中小企業	3	74	3	74	3	21	2	20
住宅ローン	3	17	3	17	3	17	3	17
消費者ローン等	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	6	92	6	92	6	38	5	37
	27年3月末		27年6月末		27年9月末		27年12月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性融資	1	4	3	3	0	0	0	0
うち中小企業	1	3	3	0	0	0	0	0
住宅ローン	3	13	3	3	1	3	1	3
消費者ローン等	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4	17	6	6	1	3	1	3
	28年3月末		28年5月末					
	先数	金額	先数	金額				
事業性融資	0	0	0	0				
うち中小企業	0	0	0	0				
住宅ローン	1	3	1	1				
消費者ローン等	0	0	0	0				
合計	1	3	1	3				

B 条件変更への柔軟な対応

震災の影響を受け、約定弁済の履行に支障をきたしている事業者や個人のお客様からのご相談について、当行は、震災直後から弾力的な対応を迅速に行ってまいりました。また、当行において事業性融資、住宅ローンをご利用のお客様のうち、平成28年5月末までに条件変更を行った実績は累計で1,151件／198億円となっております。

被災されたお客様の生活・事業の再建、復興に向けた支援が地域金融機関の責務であり、当行は今後も返済条件に関するお客様からのご要望を真摯に受け止め、条件変更のご相談に適切に対応してまいります。

【事業性融資のお客様】

継続的な訪問面談や事業再生計画策定支援を通して、経営状況や計画の実現性等を的確に把握し、事業再生に向けて金融機関として適切なアドバイスを行っております。

また、中小企業者の利用が多い信用保証協会、他金融機関との連携を図りながら条件変更に関する支援を行っております。

【住宅ローンのお客様】

震災の影響によるお客様の事情を踏まえ、将来にわたって無理のない返済ができるよう、お客様と十分な話し合いを行い、適切な支援を行っております。

特に、既存債務が残り、新たに追加融資を希望されるお客様に対しては、二重ローンの大きな負担が生じることから、返済負担の軽減策として既存債務のおまとめや据置きが可能な制度融資の提案等を行っております。また、担保や返済期間などの融資条件を緩和した弾力的な対応に努めております。

【融資条件変更実績】

(単位：件、百万円)

	震災後～23年6月 実績		23年9月迄 累計実績		23年12月迄 累計実績		24年3月迄 累計実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業性融資	273	5,530	525	9,698	658	11,798	748	13,384
住宅ローン	23	279	46	570	55	674	63	775
合計	296	5,809	571	10,268	713	12,472	811	14,159

	24年6月迄 実績		24年9月迄 累計実績		24年12月迄 累計実績		25年3月迄 累計実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業性融資	789	14,067	847	14,977	893	15,634	922	15,993
住宅ローン	66	825	70	859	70	859	71	875
合計	855	14,892	917	15,836	963	16,493	993	16,868

	25年6月迄 実績		25年9月迄 累計実績		25年12月迄 累計実績		26年3月迄 累計実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業性融資	964	16,926	998	17,573	1,003	17,631	1,028	18,145
住宅ローン	71	875	73	892	74	909	74	909
合計	1,035	17,801	1,071	18,465	1,077	18,540	1,102	19,054

	26年6月迄 実績		26年9月迄 累計実績		26年12月迄 累計実績		27年3月迄 累計実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業性融資	1,039	18,222	1,049	18,384	1,055	18,486	1,060	18,571
住宅ローン	75	916	75	916	75	916	75	916
合計	1,114	19,138	1,124	19,300	1,130	19,402	1,135	19,487

	27年6月迄 実績		27年9月迄 累計実績		27年12月迄 累計実績		28年3月迄 累計実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業性融資	1,073	18,911	1,073	18,911	1,076	18,980	1,076	18,980
住宅ローン	75	916	75	916	75	916	75	916
合計	1,148	19,827	1,148	19,827	1,151	19,896	1,151	19,896

	28年5月迄 実績	
	件数	金額
事業性融資	1,076	18,980
住宅ローン	75	916
合計	1,151	19,896

II 融資実績

A 事業性融資実行実績

当行では、震災直後から当行独自の事業性融資商品の開発に取組んでおります。

「ビジネスローン 1000」は、新規先や復旧・復興需要にスピーディな対応をすることを目的に「とうぎん復興ビジネスローン 2000」に商品内容を改定しております。

また、信用保証協会保証付融資制度の取扱いや、被災者の負担軽減につながる自治体等による利子補給制度も活用しながら、復旧・復興の段階に合わせ、被災者のご要望に応じた対応を行っております。震災後から平成 28 年 5 月末までの復旧・復興支援に係る事業性資金の融資実行実績は累計で 3,267 件／795 億 48 百万円となっております。

B 住宅ローン及び消費者ローン等の融資実行実績

当行では、被災者ニーズにお応えする形で震災直後からマイカーローンについては特別金利を適用してきたほか、平成 24 年 3 月には当行独自の復興住宅ローンを発売しております。震災発生後から平成 28 年 5 月までの住宅ローン及び消費者ローン等の融資実行実績は累計で 412 件／66 億 24 百万円となっております。

また、防災集団移転促進事業の進展に歩調を合わせ、復興住宅ローンについては、抵当権設定要件の緩和を行っており、住宅取得ニーズに対応するため、積極的に被災者の生活再建を支援してまいります。

【復旧・復興資金の実行実績】

(単位：件、百万円)

		震災後～平成 28 年 5 月末	
		件数	金額
事業性（運転資金）	事業性（運転資金）	2,500 (73)	53,399 (1,425)
	事業性（設備資金）	767 (35)	26,149 (1,069)
	うち復興アパートローン	102 (3)	4,840 (63)
事業性資金計		3,267 (108)	79,548 (2,494)
住宅ローン	住宅ローン	303 (45)	6,041 (774)
	うち復興住宅ローン	235 (23)	5,165 (489)
	消費者ローン等	109 (0)	583 (0)
住宅ローン及び消費者ローン等計		412 (45)	6,624 (774)
合計		3,679 (153)	86,174 (3,268)

※ () 内は平成 27 年 10 月～平成 28 年 5 月の実績

② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

I 当行の体制

A 店舗の復旧

震災の津波による全壊等により高田支店、大船渡支店、釜石支店については従前地での営業再開が困難となり、臨時出張所・相談窓口での営業再開後、更に店舗の移転や「とうぎんキキララ号」の移動店舗導入等により金融機能の復旧を図ってまいりました。平成24年8月には高田支店が陸前高田市竹駒町に新築移転、平成25年2月には大船渡支店が大船渡市大船渡町に新築移転、さらに、平成25年12月には釜石支店が釜石市大渡町に新築移転を行い、震災の影響により従前地での営業が不能となった全ての営業店において復旧が完了しております。大船渡支店、釜石支店については将来起こりうる地震や津波による建物の被害を低減するために底地をかさ上げとともに、耐震強度を高めた堅固な構造としております。また、非常災害自家発電装置の配備、非常用食料の備蓄、店舗の屋上には緊急避難スペースを設置するなど災害に備えた店舗となっております。

当行では被災地での金融機能の早期復旧に取組み、全ての被災店で新築移転が完了しており、今後も被災地の事業者等への資金供給を通じた金融支援を継続してまいります。

【被災店舗の現況】



B 震災復興推進本部

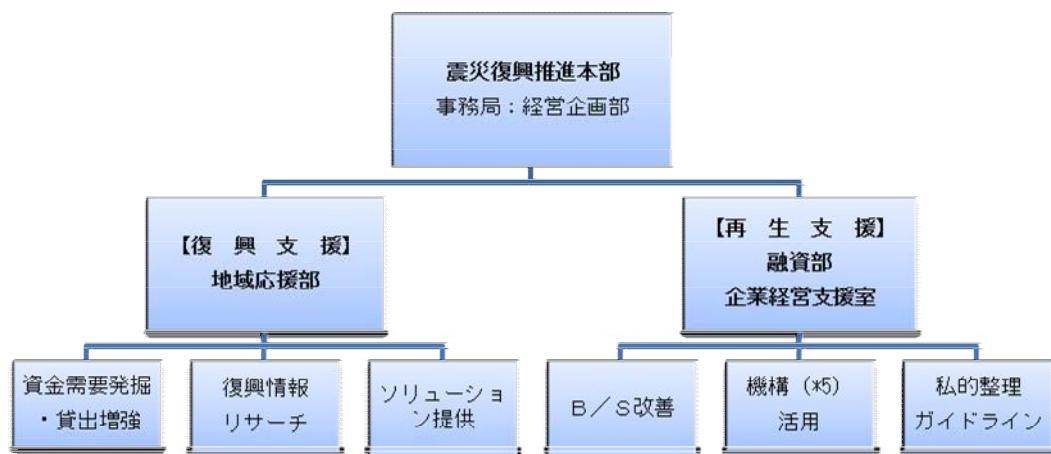
当行では平成23年5月に震災復興推進本部を設置し、本部各部・営業店が被災地域の現状、課題等について共通認識をもって取組む体制を構築してまいりました。

震災復興推進本部において、「震災復興推進本部活動報告書」（以下、「活動報告書」という。）を作成し、毎月定例的に報告を行うことで、経営陣を含め、本部各部の活動内容、被災地域の営業店の状況について共有化を図っております。活動報告書については、適宜報告内容の見直しを行うなど、復旧・復興状況に合わせて内容を変更し

ております。特に「東日本大震災事業者再生支援機構」、「岩手（宮城）産業復興機構」、「個人版私的整理ガイドライン」については詳細な報告を行っており、被災企業・個人の再生支援の現況把握に努めております。

【震災復興推進本部の体制】

震災復興推進本部		
本部長	事務局	関連部
頭取	経営企画部	地域応援部、融資部、融資部企業経営支援室



(*) 機構：東日本大震災事業者再生支援機構及び岩手（宮城）産業復興機構

C 人員配置

当行では、沿岸部と内陸部との営業店の行員の配置転換を随時行っております。また、平成 26 年 9 月に中小企業大学校を卒業して中小企業診断士の資格を取得した行員を融資審査部門に 1 名、営業店に 1 名配置し、復興を目的とした資金ニーズ及び事業再生ニーズに対する支援体制の強化を図っております。

メンタルヘルス面においても、人事部の定期的な面談や、外部契約の臨床心理士が個別対応することで、職場環境の整備に努めています。

外部専門機関との連携についても、引き続き、個人版私的整理ガイドライン運営委員会へ行員 1 名、岩手県産業復興相談センターに行員 3 名を派遣しており、人的面でも復興支援に積極的に関わっております。

II 復興支援【復興支援策】

～郷土の復興を地域のお客様とともに成し遂げる～

当行は、「創業の精神に立ち返り、地域に根ざした積極的復興支援を行い、地域とともに前進する。」ことを使命とし、取組むべき課題である「**地域の再建**」・「**企業の再建**」・「**住民（生活）の再建**」の3つの再建に向け、復興支援策を実行しております。

当行では、地域が震災前より発展するよう地域企業、地域住民と一体となった取組みを行い、長期的かつ安定的な資金供給を継続することで地域力の向上を図ってまいります。

A 地域の再建

a アグリビジネス支援

震災によって大きな痛手を受けた東北の農林水産業及び食品産業は、生産体制が徐々に回復し、流通が本格化してきてはおりますが、販売においては依然として厳しい状況にあると捉えております。

このような中で、生産者の販路開拓ニーズはより一層高まっており、当行では生産者それぞれの規模・特性を把握した上で、ビジネスマッチングのイベント企画をご案内し、また、個別にビジネスマッチングの機会を提供するなど、積極的な支援を展開しております。

今後も大消費地である首都圏のバイヤーとのパイプを活かしたマッチングの企画を検討するとともに、近隣県を含めた地元の小売業者や卸売業者、飲食店、あるいは産業給食等からも幅広く情報収集を行い、マッチングスキームを構築してまいります。

b 日本政策金融公庫との業務提携について

当行では、地域の中小企業等の創業・新事業活動支援、農商工連携支援等、地域経済の活性化のため、株式会社日本政策金融公庫盛岡支店、一関支店及び八戸支店と「業務連携・協力に関する覚書」を締結致しました。

日本公庫との業務連携により、復興支援、創業・新事業活動支援並びに農商工連携支援や海外展開支援等の各種メニューの充実を図り、地域活性化に向け積極的に取組んでまいります。

B 企業の再建

a 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等の活用の支援

震災から復旧を目指すお客様に対して、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の活用をご案内するだけではなく、補助金が交付されるまでのつなぎ融資や自己負担部分への新規融資に積極的に取組んでまいりました。

平成 28 年 3 月末現在の震災に係る補助金等に対するつなぎ融資実績は 69 先／74 億円、自己負担部分への融資実績は 14 先／12 億円となっております。

また、漁協等の漁業者団体や水産加工流通業者の復興を支援するための水産加工場等施設整備事業等を活用されるお客様に対しても、同様に対応しております。

平成 28 年 3 月末現在の水産加工場等施設整備事業等を活用した補助金に対するつなぎ融資実績は 7 先／17 億円、自己負担部分への融資実績は 6 先／4 億円となっております。

お客様の復興計画に役立つ支援の一環であり、今後も上記支援を続けてまいります。

【つなぎ融資 累計額推移】 (単位：先、億円)

	24年 3月末	24年 9月末	25年 3月末	25年 9月末	26年 3月末	26年 9月末	27年 3月末	27年 9月末	28年 3月末
融資先数	14	24	40	53	59	61	67	67	69
融資金額	19	31	47	54	63	63	69	70	74

【自己負担部分への融資 累計額推移】 (単位：先、億円)

	24年 3月末	24年 9月末	25年 3月末	25年 9月末	26年 3月末	26年 9月末	27年 3月末	27年 9月末	28年 3月末
融資先数	4	7	8	11	11	11	11	14	14
融資金額	6	9	10	11	11	11	11	12	12

◆ グループ補助金や高度化融資に対するつなぎ融資における支援事例【事例 4】

震災により定置網を整備する倉庫が被災した漁業事業者に対し、グループ補助金と高度化融資（無利子、長期返済）に対するつなぎ融資を実施しております。

本事例のお客様は震災で倉庫が被災し、現在は屋外で定置網を整備しています。天候により作業効率が大きく変動するため、グループ補助金を活用して倉庫を復旧する計画を立案しました。

資金調達はグループ補助金のほかに、高度化融資を利用する計画となっております。補助金、高度化融資ともに倉庫完成後資金交付となるため、建設期間中の倉庫建設資金をつなぎ融資にて対応し、震災復興が円滑に進むよう資金支援しております。

b 信用保証協会並びに他金融機関との連携による支援

当行は、信用保証協会との連携を密に図りながら、被災企業における設備復旧資金等（補助金対象外の設備等）の資金需要に対して、復興資金を中心とした各種制度融資の活用や協調融資による支援を継続して行っております。

また、当行を含む金融機関が協調し設備資金等の融資を行った後、当該事業者の当初事業計画に対する実績の進捗が芳しくない状況が続いた際には、信用保証協会との連携によりバンクミーティングを開催する等し、経営支援強化促進補助事業の活用や、よろず支援拠点、認定支援機関等を活用した事業計画の再策定支援や、他の取引金融機関を含めた包括的な返済条件の変更及び新規融資による支援を継続して行っております。

c よろず支援拠点との連携による支援

当行では、平成 27 年 11 月より、経済産業省の実施する「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」において設置された「岩手県よろず支援拠点」と連携し、当行支店内にて定期相談会の開催を行い、取引先の抱える課題解決へ向けて様々なソリューション機会の提供を行っております。

当行が地盤とする岩手県は広大な面積を有しており、岩手県よろず支援拠点あて相談を希望する事業者様が同拠点へ相談する場合には、相応の移動負担が生じております。当行では、岩手県よろず支援拠点との連携により、当行のインフラ網を活用し相談会を開催することで、地域の事業者様の利便性の向上を図り、また、当行行員も同席し「岩手県よろず支援拠点」の専門家と連携した支援を行っております。

平成 27 年度下期において計 8 回の相談会を開催し、延べ 38 社の事業者に相談機会の提供を行っております。引き続き岩手県よろず支援拠点との連携による相談会を開催し、事業者様の抱える課題を共有し、解決することで地域力の向上と復興支

援に努めて参ります。

◆ 岩手県よろず支援拠点との定期相談会を活用した事例【事例 5】

本事例のお客様は、従業員の労務管理とモチベーション向上についてのアドバイスを希望され、定期相談会へ参加されたお客様です。同社は県内で設備工事業を営んでおりますが、「従業員発案の企画がでてこない」、「現場でお客様への迅速な対応ができない」等の課題があり、同社の営業機会の損失にも繋がっておりました。

同社では定期相談会へ複数回参加し、専門のコンサルタントにより、業務プロセス改善及び人事考課シート導入の提案がなされ、課題解決の一助となりました。

お客様の課題も多岐にわたっており当行のみでは解決できない課題もあります。今後も外部専門家との連携を強化し、地域のお客様が抱える様々な課題の解決に取組んでまいります。

C 住民（生活）の再建

a 復興支援融資商品の取扱い

復興住宅ローン「未来飛行」は、各地方公共団体所有地への防災集団移転促進事業にも柔軟に対応できるよう抵当権設定の要件を一部緩和しています。

今後においても同事業の進展に伴い住宅資金需要増加が想定されることから、被災地の復興が完了するまで積極的な対応ができるよう取組んでまいります。

b 被災地域における年金相談会の開催

平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月までに、被災地域において年金相談会を 11 回開催し、52 名のお客様からの相談を受付けしております。

今後についても被災された方々の年金に関する問題を解決するため、年金相談会を定期的に開催してまいります。

c 私的整理ガイドラインを活用して債務整理をした方への生活再建支援

二重債務を解決するために個人版私的整理ガイドラインを活用したお客様に対して、生活再建支援の一環として住宅新築融資（住宅ローン等）に対応しております。平成 28 年 3 月までに住宅ローン 2 件/34 百万円、住宅支援機構代理貸付 1 件/22 百万円の実績となっています。また、住宅支援機構代理貸付つなぎ融資 6 百万円（土地取得資金）にも対応しており、今後、住宅支援機構代理貸付 28M を対応する予定となっています。今後も被災された方に対して、積極的な生活再建支援を継続してまいります。

III 再生支援【再生支援策】

A 東日本大震災事業者再生支援機構及び岩手（宮城）産業復興機構の活用

東日本大震災事業者再生支援機構は、過大な債務を負っている事業者であって、被災地域で事業の再生を図ろうとする事業者に対して、金融機関等が有する債権の買取り等を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的として設立された機構です。平成28年6月末時点において、同機構と相談済の当行のお客様は71先（うち支援・買取が決定したお客様は53先）となっております。なお、支援・買取りが決定した53先のうち当行がメイン銀行であるお客様は24先となっております。

岩手産業復興機構は、平成23年11月に被災事業者の早期の事業再生を支援するため、岩手県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構との共同出資により設立された、二重債務問題を解決するための債権買取機構です。平成28年6月末時点において、同機構と相談済の当行のお客様は51先であり、そのうち債権の支援・買取りが決定した先は43先となっております。債権の支援・買取りが決定した先で、当行がメイン銀行である26先のうち23先は、設備復旧や運転資金として新規融資を実行済みであり、事業再開及び再成長に向け積極的に支援を行っております。

なお、岩手県産業復興相談センターには、平成28年4月に3名の行員が出向しており、当行との連携を強化しております。

平成23年12月に設立した宮城産業復興機構に相談済の当行のお客様は16先あり、そのうち債権の支援・買取りが決定したお客様は平成28年6月末時点で13先（うち5先が当行メイン）となっており、いずれも新規融資を実行済みであります。

今後も当行では、引き続き各機構と連携を図りながら、被災企業の再生支援に取組んでまいります。

【各機構の活用実績】

(単位：先)

	震災後～平成28年6月末		
	お客様相談数	支援・債権買取決定数	新規融資対応額
東日本大震災事業者再生支援機構	71（71）	53（52）	19億円
岩手産業復興機構	51（50）	43（41）	11億円
宮城産業復興機構	16（15）	13（13）	3億円
合計	138（136）	109（106）	33億円

※（ ）内は平成27年12月迄実績

◆ 宮城産業復興機構を活用した支援事例【事例 6】

本事例のお客様は、沿岸部にて鮮魚の仲卸及び水産加工業を営む事業者です。東日本大震災により事務所、加工場等の全ての営業用資産が流出する等の甚大な被害を受けました。震災後、代表者と面談する中で事業再開の意思は十分にあったものの、区画整理や嵩上等の外部環境問題により本格再開にはかなりの時間を要する状況がありました。

その間、代表者のみで仲卸部門の営業を継続しながら、グループ補助金の申請や機構への相談等も行い、本格再開に備えておりました。

このほど、新事業用地も決定し本格再開が可能な状況となったことから、機構との事業再生における連携が前に進められることとなり、事業再生計画の策定、設備資金の対応、震災前債権の買取による二重ローンの解消等、本格再開に向けた支援を行っております。

B 外部機関との連携について

当行では、専門的知見を有する外部機関との連携・協力による復興支援体制を維持するために、あおぞら銀行、有限責任監査法人トーマツ、株式会社エスネットワークとの復興支援に向けた連携を継続しております。また、平成 26 年 3 月に締結している地域経済活性化支援機構との特定専門家派遣に関する契約についても継続するなど、支援体制を維持しております。

震災後にお客様より当行が求められてきたものは、返済の一時停止、被災した設備の復旧、営業再開に向けた運転資金の供給並びに二重債務問題の解決のための支援等でした。当行は、お客様の早期の復旧に向け上記外部機関や岩手（宮城）産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などとともに支援を行ってまいりました。

しかし、金融面の支援は充実している一方で、現状においては全ての事業者が被災前のレベルまで業績が回復しているとは言えず、被災企業の業績が被災前以上に回復し再成長が遂げられるよう外部機関との連携を図りながら、被災企業が再成長を遂げるまで経営をサポートしてまいります。

C 個人版私的整理ガイドラインの活用

当行では、個人版私的整理ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を活用し、お客様の二重債務問題の解決に向け積極的な支援を行っております。

ガイドラインの活用にあたっては、運用マニュアルを策定のうえ、全営業店に対し、ガイドライン活用のメリットや効果等を説明、お客様の状況に応じ活用を促すとともに、営業店窓口等に相談や照会があった場合には、速やかにガイドライン運営委員会を紹介する態勢を整えております。

また、金融庁が作成したポスターやパンフレット、ガイドライン運営委員会による

個別相談会のパンフレット並びに岩手弁護士会、東北財務局、ガイドライン運営委員会の共催による無料相談会のパンフレットを被災店に掲示する等、ガイドラインの制度周知及び利用促進に努めてまいりました。

その結果、平成 28 年 6 月末現在における債務整理開始の申出件数は 38 件に上り、弁済計画案が示された 29 件のうち、当行が決裁権者となる 18 件すべてに同意、債務整理が決定しております（他の 11 件は、住宅金融支援機構が決裁権者）。

当行は、防災集団移転促進事業の地区内において、土地買上代金の全額を債権に充当してもなお債務が残る場合であっても、当該抵当権の解除に応じる対応を行っているほか、今後は、仮設住宅からの退去などに伴い家賃等の負担増が生じることが想定されることから、既に条件変更等を実施したお客様に対しても、状況に応じてガイドライン利用を促すなど、引き続き二重債務問題の解決に向けた積極的な対応を行ってまいります。

D 資本性借入金（DDS）の活用

当行では、東日本大震災により被災し、資本が大きく毀損し、あるいは過大な債務を負い被災前の正常な経済活動に支障を来しているものの、再生可能性があると判断した事業者について、お客様の事業規模及び財務状況に応じて、東日本大震災事業者再生支援機構や岩手（宮城）産業復興機構の活用とともに、資本性借入金（以下、「DDS」という。）も再建可能性を高める手法として積極的に活用を検討しております。

当行では、今後の運用を見据え、自己査定基準書及び償却引当基準書の改定を行い、DDS の運用上の留意点をまとめた「資本的劣後ローンの解説と実務上の留意点」を制定しております。

平成 27 年度においても、DDS と同等の効果が得られる東日本大震災事業者再生支援機構や岩手（宮城）産業復興機構の活用を優先しておりますが、引き続き DDS の活用先について検討しており、今後も積極的に取組んでまいります。

IV 人材育成

A コンサルティングスキルの向上

当行では、融資先の実態を適切に把握・推定し、「真の経営課題解決」に結びつくコンサルティング機能を発揮できる人材の育成に取組んでおります。平成 27 年度の施策として実施したものは以下のとおりとなっております。

a 中小企業診断士の養成

中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能を発揮するための人材を養成する一貫として、中小企業診断士の養成に取組んでおります。行内におけ

る第1回目の公募を平成24年9月に行い、選抜された2名が平成26年9月に中小企業大学校を卒業、資格取得し、本部審査部門及び営業店にそれぞれ配置しております。第2回、3回の公募で選抜された2名も1次試験に合格しており、それぞれ平成28年3月に中小企業大学校に入校しております。今後も引き続き資格保有者の養成に努めてまいります。

b 企業審査トレーニーの開催

平成26年より、研修希望者がいつでも企業審査トレーニーに参加できる態勢を整備しております。研修参加者の意欲により開催されるため、研修効果の高いプログラムとなっています。また、研修参加者が特に理解したいと感じていることや、業務経験などに応じて研修内容を弾力的に変えるどこができるプログラムにもなっています。

今後も継続して企業審査トレーニーを開催することにより、「企業を見る目」を研ぎ澄ますことはもちろんのこと、「経営者と経営課題を共有できる人間性」と「経営課題の解決方法を伝える力」も持ち合わせた人材の育成を目指してまいります。

【研修参加者 推移】 (単位：人)

25年上期	25年下期	26年上期	26年下期	27年上期	27年下期
4	4	14	9	2	8

【企業審査トレーニーの内容】

【企業審査トレーニーの内容】

平成 27 年下期は入行 3~4 年の若手行員も複数参加したため、半日を座学に充ててから実践に臨むという研修としております。座学の内容は①与信判断の基準、②案件審査のポイント、③稟議付票のチェックポイントや作成する目的といった基礎的なことですが、OJT の中では体系的に学ぶ機会が少ない為、「座学があったことでポイントを掴みながら考察、検討していくことができた」、「稟議付票についてこれまで内容を理解せずに添付していたものもあった。資料作成の本質を知ることができて良かった」という感想があがっております。

また、研修参加者に共通する課題として「企業の事業内容が深堀できておらず、リスクの整理や判断の根拠が曖昧になっている」といった点が挙げられました。企業の事業内容を深く捉えることは、与信判断は元より事業性評価にも必須となる点であることから、研修参加者には「商流や資金の流れ」、「市場動向」、「競争の優位性や収益を上げる仕組み」といった質問・指摘・協議を意識的に多く行い、企業のビジネスモデルを把握することに重点をおきました。そのため、「企業のことを深く知らなければ、的確な与信判断はできない。逆に、企業を深く理解し課題やリスクを整理すること（事業性を評価すること）で納得のいく与信判断ができることが分かった」という感想があがっております。

今後も財務内容からのみではなく、お客様の事業内容や成長可能性などを重視した研修を実施し、お客様の課題解決へ向けた提案が可能な人材の育成に努めてまいります。

B 外部機関との連携を通した人材育成

東日本大震災事業者再生支援機構、岩手（宮城）産業復興機構の各機構を活用した再生支援の件数は、前述の通り、債権譲渡及び債権売却が決定している案件が合計 107 件、債権譲渡及び債権売却を検討している案件は、平成 28 年 3 月末において合計 12 件となっております。これらの案件については、融資部企業経営支援室（以下、「企業経営支援室」という。）が検討段階から積極的に関わり、外部コンサルタント等の様々な専門能力を有効活用すると同時に、営業店とともにお客様を訪問し、今後の収支見込みの検討や再建のための資金対応を含めた具体的な計画策定等を協議しており、各機構との連携を通じ再生支援案件に対するスキル向上につながっております。

また、平成 28 年 4 月現在、当行行員 3 名が岩手県産業復興相談センターへ出向しております、復興支援の運営に参加するとともに経営支援のスキル向上に努めております。

この他、平成 26 年 3 月には地域経済活性化支援機構（以下、「機構」という。）と特定専門家派遣に関する契約を締結しており、この派遣契約により事業再生等に関する

ノウハウを企業経営支援室が中心となって吸収し、その情報等を営業店に還元しております。

C 法人スキルアップ研修の開催

事業性評価シートを活用した取引先企業の実態把握、事業の強み弱みや課題を検討し、営業店と本部が一体となってソリューション提案を行うOJT研修を実施しております。具体的には、地域応援部行員が講師となり、課長代理クラスを4名選抜、平成27年10月から平成28年2月まで5か月間の個別指導と平成28年3月の成果発表会を行っております。

この取組みの結果を踏まえ、平成28年度からは、全営業店を対象とした『本業支援研究会』を立ち上げる予定となっております。

D 農林水産業に係る専門資格取得者の養成

当行は、農業の特殊性を理解し、経営者の相談に応じるための基礎的な知識やノウハウを習得した行員を育成するため、㈱日本政策金融公庫農林水産事業が行う「農業経営アドバイザー」等の資格取得に努めています。「農業経営アドバイザー」資格については、平成25年度に1名が資格を取得し、計15名の農業経営アドバイザーが地域の農業者等の方々を支援しております。また、「林業経営アドバイザー」資格については、平成25年度に当行行員1名が岩手県内の金融機関職員で初めて同資格を取得し、豊かな森林資源を抱えた地域の林業者を支援していく態勢が整いました。さらに平成27年2月には当行行員が「水産業経営アドバイザー」資格を取得しております。水産業経営者から様々な経営相談を受け、当行が保有するノウハウ・ネットワークを活用した専門的かつ柔軟な支援を展開し、地域の水産業発展に貢献する態勢を整備しております。

今後も、各種アドバイザーの継続的な養成を行い、資格取得に向けた人材育成を行ってまいります。

E 医療・介護事業に係る専門資格取得者の養成

医療・介護事業の特殊性を理解し、経営者の相談に応じるコンサルティングサービスを強化するため、公益社団法人医業経営コンサルタント協会が認定する「医業経営コンサルタント」資格を当行行員が受験し、合格いたしました。

当行では、医療・介護事業は地域を支える重要な産業と位置付けており、支援に向けた取組みを強化してまいりました。近年、医療・介護事業における経営環境は大きく変化しております。当行は、このような環境変化に対し、事業者様のご相談を幅広くお受けする体制を整えました。

当行は今後も地域の医療・介護事業における専門知識やノウハウ取得に努め、お客様

様へのコンサルティングサービス体制を整備してまいります。

(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

当行は、国の資本参加をいただくことにより、地域経済の活性化につながる取組みをより一層推進し、地域金融機関としての存在感を更に高め、地域の中小企業や個人のお客様への資金供給に万全を期し、地域に貢献できる態勢の整備を図っております。

① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化の方策

I アグリビジネス支援

当行では、地域経済の活性化・雇用機会の創出につながるものとして、平成17年からアグリビジネス支援に取組んでおります。6次産業化を目指し、コンサルティングやビジネスマッチング等を行っております。

農林水産業においては、生産物それぞれについて作業工程や期間が異なり、また、季節要因も関わるなど生産サイクルは多様化しており、これに応じた資金支援が重要であると認識しております。そのため、経営者からのヒアリングに基づき個別にきめ細かい支援を実施しております。

また、農林水産業の分野では、設備投資への補助金や利子助成のある融資制度が整備されていることから、その活用を検討した上で、事業者にとって有利な資金調達手段を提案しております。当行としては、運転資金面を中心に、事業全体を把握した上でABLなどの活用により、適切な資金供給を行っております。

A 「とうぎんAFFクラブ」

当行では平成24年5月に農林水産業者や食品関連事業社32社からなる「とうぎんアグリビジネスクラブ」を立ち上げ、販路支援を強力に進めていく体制を整えました。順次新規会員の入会があり、5年目を迎えた平成28年3月末現在の会員数は計51社となっております。

また、平成27年から組織名を「とうぎんAFFクラブ」(以下、「クラブ」という。)に改称し、農林水産業全ての事業者を対象としていることをイメージした組織名としております。

(※A…Agriculture 農業、F…Forestry 林業、F…Fishery 水産業)

クラブは地域の意欲ある生産者や食品メーカー等から構成されるお客様の組織となっており、商品開発や販路開拓に向け互いに高め合いながらブランドの創造を目指すものです。当行は事務局として、これまで培ってきたノウハウを基に情報の提供や更なるネットワークの構築を図っております。

○会員の所在地：岩手県 33 社、宮城県 13 社、秋田県 3 社、青森県 2 社

○会員の業種

農畜産物	19 社	米、雑穀、野菜各種、きのこ、牛肉、牛乳など
水産物	17 社	いか、さんま、鮭等の鮮魚及び業務用加工品など
加工食品	10 社	菓子、漬物、ワイン製造など
その他	5 社	小売業、飲食業、農業用資材販売など

B 『とうぎんアグリセミナー』の開催

当行は、平成 27 年 9 月 4 日（金）に「第 12 回とうぎんアグリセミナー」を開催いたしました。

とうぎんアグリセミナーは、地域の農林漁業者を中心に食品関連企業や農林漁業に関心のある異業種の方などを対象に、時節に合わせたテーマで開催しております。

今回のセミナーは、岩手県産業創造アドバイザーを講師に招聘し、「販路開拓における SNS の活用について」をテーマに開催いたしました。また、平成 26 年度に連携協定を締結している JR 東日本東北総合サービス㈱（旧：㈱ジャスター）から当社の取組み等についてご講演をいただきました。



C 『とうぎんマルシェ』の開催

平成 28 年 1 月 22 日（金）～24 日（日）、JR 盛岡駅構内において、地域の特産品即売会『とうぎんマルシェ』を開催しました。

当行と JR 東日本東北総合サービス㈱は、平成 26 年 9 月に地域資源を活用した特産品等の商品開発・販路開拓に取組むビジネスマッチングの提携をしました。

今回の『とうぎんマルシェ』はその提携に基づき、地域の食品関連事業者に盛岡駅の駅ナカでの販売機会を提供するために共同で主催したもので、盛岡駅では 2 回目の開催となりました。岩手県内各地の食関連事業者 10 社が参加し、取引先事業者の販売拡大の支援を行っております。



◆ 障害者授産事業における就労機会創出の事例【事例 7】

本事例のお客様は、県内で「障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができ、雇用して就労の機会を提供する」ことを目的として、食品加工等の受注も行う社会福祉法人です。同法人では、地域の事業者から食品の加工を受注しておりましたが、取引先の倒産により受注が減少したこと、事業の継続及び障害者の就労機会の減少への不安感を持たれています。

このような中、当行へ「障害者の就労機会を提供するための事業を紹介してほしい」との相談がありました。当行では、県産食材の仕入れ販売を行うほか、自社加工食品の販売を手掛ける「都市型産直事業」を行っているアグリビジネス事業者の紹介を行いました。アグリビジネス事業者では、「県内産大根を利用した寒干し大根」加工業務を同法人に試験発注し、商品化に向けた試作品の開発を行っています。

今後も取引先を結びつけるビジネスマッチング業務により、地域のお客様の様々な課題解決の支援を行ってまいります。

II 環境ビジネス支援

A 天然ガス等利用設備資金利子補給金交付事業実施機関として認定

当行は、平成 26 年 4 月に経済産業省資源エネルギー庁が行う「天然ガス等利用設備資金利子補給金交付事業」（以下「本事業」という。）における利子補給対象融資の実施金融機関として認定されました。

本事業の平成 28 年 3 月末時点での同制度利用状況は、一般ガス事業者 2 社に対して 525 百万円の取組みとなっております。

今後もお客様により一層ご満足いただけるサービスの提供と環境に対する取組みを行ってまいります。

B 環境配慮型利子補給金交付事業に係る実施金融機関として選定

当行は、平成 27 年 7 月に環境省が行う「環境配慮型融資促進利子補給事業」（以下

「本事業」という。)における平成27年度利子補給対象融資の実施金融機関として選定されました。

本事業は、公益財団法人日本環境協会が基金の設置・管理や実施金融機関の選定を行い、一定の条件を満たす事業者が行う環境配慮型設備投資に係る借入について、ご融資後3年間の借入金利の年1%の利子補給を行うものです。

当行ではこのようなお客様の資金ニーズに『とうぎんエコ・ローン環境省「環境配慮型融資促進利子補給事業」制度活用型』にて対応しており、環境保全に積極的な事業者の支援を行っております。

III 医療・介護ビジネス支援

A 「とうぎん医療・介護ニュース」の発行

岩手県を中心とした当行の営業エリアにおいては、少子高齢化の影響により主に介護分野において起業や新たな設備投資が増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、当行では本部と営業店の顧客情報を共有化した推進フォローオン体制を構築し、医療・介護ビジネス支援を積極的に実施しております。

また、医療・介護事業者の皆さまへ情報資料として「とうぎん医療・介護ニュース」を継続してお届けしており、平成28年3月までで累計59号を発行しております。

B 「地域ヘルスケア産業支援ファンド」への出資

当行では、地域経済活性化支援機構(以下、「機構」という。)のファンド運営子会社であるREVICキャピタル株式会社と株式会社AGSコンサルティングが共同で設立した「地域ヘルスケア産業支援ファンド」(以下、「本ファンド」という。)へ出資を行うため、平成26年11月に投資事業有限責任組合契約を締結しました。

高齢化社会の進展に伴い、地域包括ケアシステムの成立、民間サービスを含めた健康寿命延伸産業の拡大等、ヘルスケア産業全体の枠組みが大きく変化しようとしています。医療機関・介護事業者はもとより、ヘルスケア周辺事業者、異業種事業者が、地域単位で一体となって成長を果たしていく必要性が益々高まっています。

今般、ヘルスケア産業全体を対象とし、地域経済の活性化、雇用の創出に資する事業者を支援するというファンドの考え方賛同し、出資を決定いたしました。

当行は、本ファンドから事業に必要なリスクマネーの提供のみならず、機構が有するノウハウを活用し、地域のヘルスケア事業に取組まれる事業者を支援し、「地域力の向上」に努めてまいります。

IV 海外ビジネス関連の取組み支援

A 「イスラム法（シャリア）適格ファンド」への出資について

当行では「ハラルビジネス」に関するセミナーの開催等、取引先のアジア市場又はイスラム市場への進出支援を行っております。更なる支援の取組みとして PNB アセット・マネジメント・ジャパン株式会社と株式会社インスピアが共同で運営する「PNB - INSPiRE Ethical Fund 1」（以下、「本ファンド」という。）へ出資を行うため、平成 27 年 1 月に投資事業有限責任組合契約を締結しました。

本ファンドは、主に国内企業へ出資し、食品産業、アグリ産業、環境産業、IT・通信産業、ハイテク産業等を主な対象領域とし、ASEAN 市場及びイスラム市場における成長可能性が見込まれるビジネスの拡大及び進出の支援と促進を目的とするファンドとなります。

ASEAN 市場及びイスラム市場は人口増加や高い経済成長により、非常に有望なマーケットとなっております。本ファンドでは、出資支援を通じて、これら対象地域への海外進出を検討している中小企業に対し、資本調達の他に、現地の強力なビジネスパートナーとの連携や現地市場調査、ハラル認証取得支援などが可能となります。また、海外進出によってジャパン・ブランド（地域の特産品等）を PR していくことにより、海外からの観光客・ビジネスパーソンによる国内消費拡大も見込まれることから、地域の活性化も期待されます。

当行は、本ファンドから事業に必要なリスクマネーの提供のみならず、PNB アセット・マネジメント・ジャパン株式会社や株式会社インスピアが有するノウハウを活用し、海外進出に取組まれる事業者の支援に努めてまいります。

B JICA の中小企業海外展開支援事業を活用した海外事業支援の実施について

平成 27 年 9 月に当行の支援により独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）の中小企業海外展開支援事業を活用し、当行の取引先企業がベトナムでの「中小企業海外展開事業～案件化調査～」事業に採択されました。

当行では平成 26 年 11 月にも当地で日本米の試験栽培を実施する企業について採択されており、本件で 2 例目となります。

今般、JICA による中小企業海外展開支援事業に応募するにあたり、当行が保有する金融ノウハウを活用し、事業計画の策定や海外展開に係る情報提供を実施することで、事業採択を支援しております。

当行は、これまで平成 25 年 9 月に海外視察ミッションとしてベトナム訪問を行い、10 月にはベトコム銀行と業務協力協定を締結する等、ベトナム進出に係る海外展開支援ノウハウを蓄積しております。今後も、様々な制度を活用し、地域の取引先の海外ビジネスを支援することで、「地域力の向上」に努めてまいります。

② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能強化の方策

当行では、安定的な資金供給を行い地域に貢献していくとともに、金融面での支援に限らず、多種多様な視点を持って地域の活力となるようなソリューション営業を展開し、地域と一体となった支援強化を図ってまいります。

I 本部専担部署との連携

営業店だけでは解決できないような経営課題に直面しているお客様に対しては、これまで営業店と地域応援部との帶同訪問や外部専門家との連携により積極的に対応してまいりました。地域応援部では、営業店・取引先や地域と密着し、経営課題やニーズを正確に把握し、最適なサービスを提供するなど、きめ細やかな対応を行っております。

当行では、今後もお客様の定量的・定性的な情報の把握に努め、経営課題解決に向け各ソリューションサービスについて適宜見直しや追加を図りながら、積極的に支援してまいります。

II お客様の経営課題等の把握による最適なソリューションの提供

企業を取り巻く経済環境の変化に伴い、取引先の抱える経営課題やニーズが多様化、高度化している状況において、当行では外部専門家と提携し、専門的なノウハウや情報、ソリューションの提供を行っております。

また、当行では各種ソリューションツールの活用方法をまとめた「とうぎんビジネスサポートサービス」を制定しており、営業店と本部が協働して活用しております。取引先をはじめ地元企業の様々な問題、課題解決のための情報・サービスの提供・提案を行い積極的にサポートするなかで、提供するソリューションの追加やソリューションツールの提携先を拡大するなど、お客様のご要望に最適なソリューションを提供できる体制の整備を図っております。

III 地方公共団体・他団体等との連携

A 地方創生に向けた連携協力関係の構築

地域金融機関と地方公共団体との連携については、地域密着型金融の推進に関する柱に据えられるなど、より重要性を増しているところであります。このような中、当行は地方創生の取組みをより円滑に進めるため、平成24年10月に紫波町、平成25年8月に岩手町、平成25年12月に遠野市、平成27年2月に洋野町と連携協力協定を締結いたしました。

また、地方創生に関する連携協定として、平成28年3月に一関市、平泉町と連携協

定を締結いたしました。

当行では連携した地方公共団体において、「総合戦略」の実効性を高めるため、それぞれの地域資源を生かした6次産業化等の地域経済の活性化とともに、地方創生につながる取組みとなるよう、サポートしております。

これまでの実績としては、定期的に連絡会議を実施してお互いの情報を共有するなか、地域の事業者の商品開発について専門家と連携してコンサルティングを行い、また、6次産業化セミナーを開催して支援制度を周知するなどの取組みを行ってまいりました。

今後も、当行と連携協力する地方公共団体とでお互いの情報や強みを組み合わせ、農林水産業に対し、より質の高い支援を展開することで「地域力の向上」に努めてまいります。

B 東北銀行・遠野市連携プロジェクト 第2弾「わかめディップソース」の発売

平成25年12月に遠野市と「農林水産業の活性化に関する業務推進協定」を締結しておりましたが、この連携プロジェクトから「遠野どぶろく飴」に続き、「わかめディップソース」が商品化され、平成27年8月に発売になりました。

「わかめディップソース」は、当行と遠野市が連携して企画し、当行のアドバイザーである株式会社パイロットフィッシュ・五日市知香氏のコーディネートのもと、一般社団法人遠野ふるさと公社が製品化いたしました。公社が運営する遠野市内観光施設等のほか、遠野市内の菓子店、盛岡市内のショッピングセンターで発売されております。

当行では、今後も地方公共団体との連携を図りながら、地域の課題やニーズに対して金融機関としての情報・ノウハウを提供し、ネットワークを活用するなどして「地域力の向上」に努めてまいります。



C 「希望郷いわて国体」の協賛

「希望郷いわて国体」を応援するため、岩手県と企業協賛契約を締結し、「オフィシャルスポンサー」となりました。

当行では、「希望郷いわて国体」で上位入賞が期待されるホッケー競技を支援するためにその主力選手を擁する岩手町の男女ホッケー社会人クラブチームに対して活動資金の寄付を行っております。また、本県出身でオリンピックで活躍した選手の行員採用なども行っております。本大会の協賛を通して、県民の機運を盛り上げ、大会成功に一助したいと考えております。今後とも「地域経済活性化」並びに「スポーツ振興寄与」に取組んでまいります。

D その他地方公共団体との連携した取組み

当行は、平成28年3月に遠野市と「地方創生に関する協定書」を締結し、その一環として、遠野市において6次産業化に取組む事業者向けに「チャレンジする6次産業応援資金」を発売いたしました。本商品は、遠野市のチャレンジする6次産業応援資金利子補給交付要綱と「チャレンジする6次産業応援資金」との連携により、遠野市内の農産物を活用し、6次産業化に取組む事業者を積極的に支援して参ります。なお、事業者は、遠野市から全額利子補給を受けることができ、実質無利子での取り扱いとなります。

③ 早期の事業再生に資する方策

I 中小企業再生支援協議会・地域経済活性化支援機構等との連携による事業再生

A 中小企業再生支援協議会の活用

当行取引先における中小企業再生支援協議会（以下、「協議会」という。）の相談件数は、暫定計画による支援策について周知されている効果もあり、平成27年4月から平成28年3月までの期間で7先となっております。

その進捗状況の内訳については、改善計画策定済の先が4先（うち、暫定計画2先）、改善計画策定中の先が3先となっております。

当行では、平成21年10月より融資業務に精通した行員1名が協議会に出向しております。（平成24年11月末に当行を退職し協議会に転籍）これにより、より現状に即した実現性の高い事業再生支援に向け連携を強化してまいりました。

今後についても、当行の取引先が様々な支援を必要とする状況（事業再生、業種転換、事業承継等）となった場合に、債権者間の調整が必要となることが想定されます。

協議会による経営改善計画の実現可能性についての評価は、中立な立場で客観的な検証を経て行われることから、結果として債権者間調整の際に求められる透明性や妥当性が高まります。

また、結果として暫定計画となった場合でも、事業者の改善に対するモチベーションを高める効果も期待出来るものとなります。

このため、今後においても当行は案件検討の初期段階から協議会への事前相談を積極的に活用してまいります。

B 地域経済活性化支援機構の活用

地域経済活性化支援機構（以下、「機構」という。）は、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者の事業再生を支援することを目的として、株式会社企業再生支援機構法に基づき、平成 21 年 10 月に設立した株式会社企業再生支援機構が地域経済活性化事業活動に対する支援に係る業務を担う支援機関へと改組され、商号変更された機関です。

機構は、従前からの事業再生支援に加えて、地域経済の活性化支援に関わる新たな業務が追加され、機構の関与する事業再生案件のみならず、地域金融機関やその融資先、地域金融機関の事業再生子会社や事業再生ファンドに対する専門家派遣等を行うことができるなど、地域金融機関の事業再生をサポートする体制が取られています。

また、平成 26 年 10 月 14 日施行の改正機構法により、事業者の債務整理を行うと同時に代表者等保証人の保証債務について一体整理を行う「特定支援業務」も追加されており、転業・廃業支援もサポート可能な体制となっております。

当行では、機構がこれまで蓄積してきた実績やノウハウを活用し、被災地の復興のみならず、構造不況や後継者問題等を抱え収益改善の展望が描けない事業者に対する対応等を検討するため、平成 26 年 3 月 28 日付で特定専門家派遣に関する契約を締結しております。

平成 27 年 7 月には機構より講師を招いて「事業性評価能力向上研修」を開催する等し、行内での人材育成にも活用しております。

◆ 特定支援業務の活用事例【事例8】

お客様は、過去の業績不振により多額の過剰債務を抱え、大幅な債務超過に陥っていた事業者でありました。しかしながら、足元の業績は回復傾向にあり、今後についても相応の利益確保が見込まれる状況となったことから、双方協議により、いわゆる第二会社方式による事業再生を実施しておりました。

新会社(分割承継会社)への移行もスムーズに行われ、次のステップとして分割会社の清算と代表者等の個人保証問題を解決することに着手致しました。

この問題の解決策としては、いわゆるサービサー(債権回収会社)等に対して債権売却を行い完了させることが一般的ですが、事業者や代表者等個人の金銭的な負担(清算費用、保証債務の履行費用等)を過度に強いる可能性がありました。そこで、この負担を極力抑え、代表者の再チャレンジを円滑に進めることができるとなる、機構の新業務である「特定支援業務」を活用いたしました。本件は当行における第一号案件となっております。

この「特定支援業務」の活用により、分割会社の清算、代表者等保証人の保証債務の整理(ガイドラインの活用等)が円滑に行われ、代表者の承継分割会社での再チャレンジにより、事業再生計画を上回る実績にて業績推移しており、多くの従業員の雇用を維持するなど、地域経済に大きく貢献しております。

C 岩手県中小企業支援等連携会議（いわて企業支援ネットワーク）への参加

「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」(平成24年4月20日 内閣府・金融庁・中小企業庁)において、各地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援を実効あるものとするため、金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業関係団体、国、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」を構築することとされ、中小企業の経営改善・事業再生支援環境の整備が行われました。

これを踏まえ、岩手県においても岩手県信用保証協会を中心に、地域金融機関、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、法務・会計・税務の専門家、経営支援機関、地方公共団体、財務局、経済産業局等が連携し、中小企業の経営改善・事業再生を推進するため岩手県中小企業支援等連絡会議(通称:いわて企業支援ネットワーク)(以下、「ネットワーク会議」という。)が構築されました。

ネットワーク会議の設立以降、当行においても開催の都度参加し、情報交換や経営支援施策、再生事例の共有等を行っております。

今後も、ネットワーク会議への参加を通じて情報の共有化を図り、地域中小企業全体の経営改善、再生支援に寄与し、地方創生に役立てまいります。

D 認定支援機関を通じた経営支援強化のための取組み

中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成 24 年 8 月末に施行された「中小企業経営力強化支援法」に基づき、経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」という。）が創設されております。

認定制度は、金融機関の他、税理士、公認会計士、中小企業診断士、弁護士等が認定機関として認定され、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制が整備されました。

当行では認定支援機関として経営力強化保証制度、認定支援機関の関与が必要となる補助金制度への活用、他認定支援機関との連携等、中小事業者等の経営状況の分析、モニタリング等を通じ、中小事業者への支援の態勢を整備しております。

なお、平成 28 年 3 月末における実績は、経営力強化保証制度での融資は 17 件／5 億 38 百万円、認定支援機関としての補助金制度への関与は 55 件、このうち採択件数は 24 件となっております。

【認定支援機関を活用した支援実績】

制度融資	件数	金額
経営力強化保証制度	17 件	538 百万円

補助金等制度名	関与件数	採択件数
ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金	32 件	11 件
地域需要創造型等起業・創業促進補助金	13 件	7 件
認定支援機関による経営改善策定支援事業	4 件	0 件
小規模事業者活性化補助金	4 件	4 件
中小企業等	2 件	2 件
合計	55 件	24 件

II 取引先の多様なニーズに迅速に対応するため専門的知見や全国的なネットワークを有する外部機関との連携による事業再生

当行は、専門的知見や全国的なネットワークを有する外部機関を活用した再生支援体制を維持するために、あおぞら銀行、有限責任監査法人トーマツ、株式会社エヌネットワークス、地域経済活性化支援機構と、それぞれ事業再生支援に向けた連携・協力を継続しております。

上記の外部機関は、お客様の売上増加のためのビジネスマッチングや、事業承継のためのM&A等、事業再生のための連携ネットワークとしての役割も期待できるため、継続して情報交換等を行っております。

今後も情報交換を密に行い、コンサルティング能力を補完・向上させ、事業再生を支援してまいります。

III 地域建設産業活性化支援事業の活用

国土交通省では、中小・中堅建設企業等の担い手確保・育成の推進、建設生産システムの省力化・効率化・高度化を通じた生産性の向上による事業力強化を推進し、建設産業の活性化に資する為に「地域建設産業活性化支援事業」を展開しております。

当行は本事業を活用するため、国土交通省と平成27年4月にパートナー協定を締結しております。

今後についても、建設業のお取引先が抱える諸問題や課題を解決する為の方策として、建設業に精通した専門家の経営相談を受けることが出来る本事業の活用支援を行ってまいります。

IV 岩手県事業引継ぎ支援センターの活用

当行は、事業再生の可能性を模索しながらも、後継者問題を始めとする様々な要因により、今後の事業継続が、どうしても困難とみられるお客様への支援を行う為に、公的支援機関である岩手県事業引継ぎ支援センターへ登録民間支援機関として、平成27年7月に登録しております。

今後も、同事業引継ぎセンターと連携して情報交換等を行いながら、円滑な事業承継や事業譲渡等の支援を行ってまいります。

④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化の方策

I 事業承継支援

当行では、融資セールスにとらわれず経営者との日常的な面談等により会社の悩みを把握し、営業店と本部、外部専門家にて連携を図り、課題解決に向けての支援に取組んでまいりました。

平成27年10月から平成28年3月までに11社の事業経営者から事業承継について相談を受けており、営業店と本部とが連携してきめ細かく顧客ニーズのヒアリングを行い、ニーズに合致する専門家を紹介するなど積極的な支援を継続しております。

◆ 事業承継の支援事例【事例9】

本事例のお客様は、県内の建設業を営む事業者です。同社は東日本大震災発生前においては業況が芳しくなく、当行の再生支援担当者と外部コンサルタントが連携しながら、事業再建支援を行っておりました。

再建支援を行う過程で、復興需要等の影響により、業況が回復基調となり、財務基盤にも一定の目途がつきました。当行では同社とディスカッションを重ねるなかで同社の新たな課題である円滑な事業承継に取組む必要があることを提案しました。

当行では、同社において想定する後継者の年齢が若く、経験不足が否めないことから、経営に関する知識全般の習得等、経営者としての総合的な育成について外部コンサルタントと連携した後継者の育成指導を定期的に行っております。

事業者の抱える課題解決へ向けて取引先と一緒にになって考え、円滑な事業承継支援ができるよう取組んでまいります。

II 後継者育成支援

当行では、「次代を担う後継者の育成」のため、後継経営者・若手経営者の方々を対象に、中期経営計画の策定や組織づくり、人材育成をテーマとした後継者セミナー「とうぎん社長の道場」を開催しております。

平成28年2月9日に開催した「とうぎん社長の道場」では、「事業計画の策定」「事業承継・M&A」の2つのテーマで分科会を設定し、参加者同士でディスカッションを行い、悩みや課題を共有しながら解決策を考えることを通じて、参加者の横のつながりを醸成する内容と致しました。

この取組みは地域に安定的な雇用の確保をもたらし、地域の人口減少を抑制する方策ともなり得ることから、当行は「とうぎん社長の道場」について毎回旬のテーマやニーズの高いテーマを設定し、今後も継続的に開催してまいります。

3. 剰余金の処分の方針

当行は、銀行業の公共性を踏まえ内部留保の充実に努めるとともに、配当につきましても安定的な配当を継続することを基本方針としております。平成28年3月期につきましては、普通株式の期末配当は1株当たり2.5円（年間5円）、第1種優先株式については約定に従った配当を行い、また、計画を上回る当期純利益を計上し、内部留保の積み上げを図っております。平成49年9月末には国の資金100億円を返済するための財源として利益剰余金を確保できる計画となっております。なお、当行は本計画以上に利益剰余金が積み上がった場合、国の資金について早期返済を検討してまいります。

【当期純利益の推移】

【単位：百万円】

	25/3 期	26/3 期	27/3 期	28/3 期
計画	610	640	690	770
実績	720	875	1,368	1,783

【利益剰余金の推移】

【単位：百万円】

	25/3 期	26/3 期	27/3 期	28/3 期
計画	4,570	4,720	4,910	5,190
実績	4,679	5,069	5,913	7,210

4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策

(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針

経営管理体制の充実は、株主の皆さまをはじめとし、お客様、地域の皆さまなど、全てのステークホルダーの方々からの厚い信頼を確立していくための最も重要な経営課題の一つであると認識しております。当行では経営管理に係る体制の充実を図るため、的確な経営の意思決定、決定に基づく迅速な業務執行、並びに適正な監督・監査体制の構築に努めております。社外取締役については、平成 26 年 6 月 1 名、平成 27 年 6 月 1 名を増員し、社外取締役 3 名（うち 2 名は独立役員）態勢としており、取締役会の牽制機能を強化するとともに、取締役の業務執行状況について監督を行っております。

当行は取締役会を原則として月 1 回開催し、経営に関わる重要事項の決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督を行っており、平成 27 年度下期は 7 回開催しております。

常務取締役以上及び常勤監査役で構成される常務会は原則毎週開催され、迅速な意思決定を行う体制を整備しております。平成 27 年度下期は 32 回開催しております。

(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

当行は監査役制度を採用しており、監査役会は監査役 4 名（会社法第 2 条第 16 号に規定された社外監査役 2 名を含む）で構成されております。取締役会については監査役 4 名が、常務会については常勤監査役 2 名が出席し、適切な提言・助言を行っております。また、業務執行の迅速化を図るため執行役員制度を導入しております。平成 27 年度下期は監査役会を 4 回開催しております。さらに、監査役は取締役会への出席を通して経営のチェックを行うとともに、営業店及び本部各部の業務執行状況、内部統制の有効性及び法令遵守状況等を監査しております。

(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む）及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びに今後の方針

① リスク管理体制

当行では業務運営上発生が予想されるリスクについて、統合的リスク管理の考え方のもと、取締役会がリスク管理の基本方針及びリスク管理体制を定めております。

リスク管理の基本方針では、リスクを定量化し自己資本と対比して管理する「統合リスク管理」と、統合リスク管理以外の手法による「その他リスク管理」とに区分しております。前者は、資産・負債の総合管理、自己資本管理、流動性リスク管理に係る事項も含めALM委員会において管理する体制としております。後者は、リスクの種類ごとに主管部署を明確にし、当該主管部署ごとに管理体制の堅確化に努め、リスクの顕在化を抑制する管理体制としております。平成27年4月に本部組織機構の改定を行い、リスクコンプライアンス統括部内にリスク管理室（人員4名）を新設し、リスク管理全体を統括する体制としております。

② 統合的リスク管理

統合的リスク管理については、平成27年4月にリスク管理の基本方針を改定しております。これまでには、リスクの顕在化によって発生が予想される損失額を統計的な方法で計測し、これらの合計額（リスク量）を、自己資本を勘案して設定するリスク許容限度額と対比して管理する方法としておりました。改定後は、リスクの種類ごとにリスクの顕在化により発生が予想される損失額を統計的な方法で計測を行い、自己資本を原資として主要なリスク（信用リスク、市場リスク、オペレーションリスク）にリスク資本を配賦して設定するリスク管理枠に収まるよう管理する方法へ変更し、リスク管理の充実を図っております。

経営陣と関係部で構成するALM委員会では、毎期、リスク管理枠の設定を行い、経営体力に見合ったリスクテイクとなっているか毎月確認しており、定期的にストレステストを実施することにより、自己資本充実度の検証を実施しております。また、自己資本、リスク管理態勢、収益性、流動性（特に市場部門）を踏まえ、市場部門及び貸出金の一部において、ポジション枠を設定する態勢しております。

③ 信用リスク管理

当行の信用リスク管理については、融資規程（クレジット・ポリシー）において、信用リスク管理の基本方針として、信用リスク管理態勢の整備、与信審査の客観性の確保、問題債権の管理、与信ポートフォリオ管理による与信集中の排除、信用リスクの定量的把握、適正な収益確保等の方針を定め、実施しております。さらに、信用リスク管理規定において、目的、定義、範囲、態勢及び役割、管理方法等を定め、適正な信用リスク管理が実現

するよう態勢を整備し、実施しております。

与信ポートフォリオについても、四半期ごとに ALM 委員会において経営に報告し、信用リスク額、リスク量、予測最大損失額等の把握を行うとともに改善策等を指示するなどにより管理しております。具体的な顧客管理手法としては、融資先管理要領に基づき、大口与信先、特別管理先、経営改善指導先、事業再生支援先等を選定し、営業店のモニタリング等を基に年2回、営業店と本部で取組方針協議を行い、支援及び管理を行っております。また、本部管理・指導が必要な先については、融資部及び同部企業経営支援室が顧客訪問し、経営改善計画策定等の支援・指導を行っております。

問題債権の管理としては、営業店からの毎月2回の期日経過債権の報告や月例の貸出金延滞報告により管理を強化し、条件変更による長期延滞の未然防止や問題解決に向けた取組みを図っております。実質破綻先以下の管理は、毎年2月末、8月末基準日として営業店より、債権管理報告を受け、問題解決に向けた方針協議を行い、顧客企業の再起に向けた方策の検討や円滑な処理等への協力を含めた取組みを強化しております。今後につきましても、信用リスク管理として、態勢等を強化するとともに、管理の適正化を図り、取組方針協議を基にこれまで以上に企業経営支援室が積極的に関与し、経営改善や事業再生の可能性が高いと見込まれる先を健全な企業に立直すための支援を行ってまいります。

問題債権への対策として、問題先を特定の上、取組方針を明確化し、経営状況等を適切に把握・管理し、必要に応じて経営再建計画策定の指導や整理・回収を行ってまいります。

④ 市場リスク管理

市場リスク管理については、市場リスクの所在、市場リスクの種類・特性及び市場リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の重要性を認識し、適正な市場リスク管理体制の整備・確立に向けて、リスク管理の方針及び管理体制の整備をしております。

具体的には、毎期、資産・負債の総合管理や自己資本管理等に関わる ALM 運営方針を決定し、また、市場部門が当該方針に基づき検討する戦略目標について、経営陣と関係部で構成する ALM 委員会において協議を行い決定しております。ALM 委員会では、市場部門の戦略目標について、毎期、市場運用業務等の方針を設定し、市場リスクを管理可能なリスクに限定するなかで安定的な収益を確保することを確認しております。また、有価証券に関わる売買方針についても毎月確認を行っております。

⑤ 流動性リスク管理

流動性リスク管理について、流動性リスクの所在、流動性リスクの種類・特性及び流動性リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びに流動性リスク管理の重要性を十分に認識し、リスク管理規程、ALM 運営方針、市場運用業務等の運用管理基準等の規定を定めております。月次の ALM 委員会において、資金の運用・調達状況の予測に基づく中長期的な資金動向の報告を行うほか、市場運用業務等の運用管理基準に日次・月

次等の定例報告を定め、また、重要な事項については随時報告する体制としております。

⑥ オペレーションリスク管理

オペレーションリスク管理については、事務リスク・システムリスク、その他オペ・リスク（法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク）の区分ごとに主管部を定め、管理を行う体制としております。

事務リスクについては、事務規程の整備、研修及び営業店事務実施指導等により、厳正な事務取扱の定着に努めております。

システムリスクに関して、当行は基幹システムの運営・管理を外部へ委託しておりますが、新日本有限責任監査法人から委託業務に係る内部統制の状況を把握し、その有効性の評価に利用する報告書（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」に基づき、受託会社監査人が提供する保証業務）を毎年受領しモニタリングを実施するとともに、年1回基幹システムの運営・管理を委託している株式会社エヌ・ティ・ティ・データに対しシステム監査を実施することにより、システムリスクの顕在化防止に努めております。

その他オペ・リスクについては、当該主管部署ごとに管理体制の堅確化に努め、また、内部監査の実施により、リスクの顕在化を抑制しております。